

## 【参考資料】

# 現場環境改善実施要領の改定概要（令和7年10月1日以降適用）

➡ 名称を「避暑（熱中症予防）・防寒対策」から「**熱中症対策・防寒対策**」に変更

➡ 熱中症対策・防寒対策を変更で**積み上げ計上**もできるよう改定

○ 積み上げにあたっては、

- ① 「熱中症対策・防寒対策」**以外**で率計上のための**5つの現場環境改善を実施**すること
- ② 受注者から「熱中症対策・防寒対策」に要した費用の見積提出※を受けること
- ③ 積み上げ計上できる費用の**上限は率計上する費用の50%**とすること

※ 受注者が新たに購入または所有している機器等の費用を計上する場合は、購入費用に機器等の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上する

○ なお、従来通り「熱中症対策・防寒対策」を率計上の**5つの実施内容に含めることができる**。  
ただし、率計上のための実施内容に含める場合は、積み上げ計上できない。

➡ 「**率計上**」か「**積み上げ計上**」のどちらか一方で計上

## 【参考資料】

# 現場環境改善実施要領の改定概要（令和7年10月1日以降適用）

## 【熱中症対策・防寒対策の例】

現場送風機、ミストファン、簡易休憩所（日除け等）、現場ヒーター等

※電気代・燃料費は含むことができない

※現場管理費に計上される**作業員個人の費用**（空調服等）に該当するものは対象外

## 【計上例】

パターン1

率計上分	積み上げ計上分
①緑化 ②労働宿舍の快適化 ③盗難防止対策 ④見学会の開催 ⑤社会貢献	熱中症・防寒対策

パターン2

率計上分	積み上げ計上分
①緑化 ②労働宿舍の快適化 ③盗難防止対策 ④見学会の開催 ⑤熱中症・防寒対策	(なし)

パターン3

率計上分	積み上げ計上分
①緑化 ②労働宿舍の快適化 ③盗難防止対策 ④見学会の開催	熱中症・防寒対策